

令和8年3月17日
習志野市

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等 について

習志野市では、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価(以下、「新労務単価」という。)について、令和7年3月からの公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価(以下、「旧労務単価」という。)からの上昇を踏まえ、令和8年3月1日以降に契約を締結する建設工事及び建設工事に関連する業務委託(測量業務、コンサルタント業務等)のうち、旧労務単価で積算したものについて、新労務単価に基づく請負代金に変更する特例措置を、下記のとおり実施することとしました。

また、建設工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の規定に基づく請負代金額の変更について、併せてお知らせします。

なお、当該措置により請負代金額が変更された場合は、技能労働者への賃金水準の引上げ等を適切に行っていただくこと、また、市場における労務価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請事業者においても、技能労働者へ適正な賃金を支払う等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な賃金が支払われるよう徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 新労務単価の運用に係る特例措置

(1) 対象

令和8年3月1日以降に契約を締結した建設工事及び建設工事に関連する業務委託(測量業務、コンサルタント業務等)のうち、旧労務単価で積算したものとします。

(2) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方法により算出するものとします。

変更後の請負代金額＝

【新労務単価で積算した設計価格】×【当初契約の落札(契約)率】

(3) 変更の請求

請負代金額の変更協議を請求するときは、契約締結後に監督職員に対し、別紙「変更協議書」を提出してください。

2 「建設工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)」の規定に基づく
請負代金額の変更

令和8年2月28日以前に契約を締結した建設工事で、残工期が2ヶ月以上あるもの等、一定の条件に適合するものについては、請求により請負代金額の変更の協議が可能です。

なお、インフレスライド条項については、工期内に賃金水準(労務単価等)の変更が生じていなくても、物価水準の変更が生じている場合等は、インフレスライド請求による協議が可能です。

詳細は、「建設工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の運用に関する手引き」に基づき対応いたしますが、監督職員にお問い合わせください。

令和 年 月 日

発注者 習志野市長 あて

受注者 住 所
商号等
代表者

変 更 協 議 書

下記契約締結済案件について、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について」に基づき、請負代金の変更を協議願います。

記

1 契約案件名

2 契約締結日

3 工期または履行期限

4 そ の 他